

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、Aに所在し、ビルやマンションの管理を行う会社B（以下「会社」という。）にアルバイトとして雇用され、その後、平成〇年〇月〇日に会社C（以下「事業場」という。）と業務委託契約を結び、簡易宿泊施設「D」の管理人として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、上記宿泊施設の管理人室内で倒れているところを入居者に発見され、救急搬送先のE病院で「左視床出血」（以下「本件疾病」という。）と診断されて入院加療を受けた。

請求人は、発症直前に宿泊施設内で入居者同士のケンカが起こり、ケンカの当事者が多量の血を流すような異常な出来事に遭遇したことによる精神的な負荷や日常的に強いストレスを感じる職場環境であったことから、業務上の事由により本件疾病を発症したとして、監督署長に対し、休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 労災保険法による労災保険給付を受けるためには、労働基準法第9条に規定する労働者であるとみなされることが必要であるところ、請求人の場合、事業場と業務委託契約を結んでいることから、まず、請求人は事業場において労働者として労務に従事していたか否かについての検討を要することとなる。

労働者性については、昭和60年12月19日の労働基準法研究会報告「労働基準法の〈労働者〉の判断基準について」で提示されており、同報告書に基づき判断すると、次のとおりである。

「使用従属性」に関しては、①会社の職員が数か月に一度「D」を訪れ、管理人の業務をチェックし、レポートを作成していることから、請求人の業務を把握管理していると判断できるものであり、会社と請求人の間においては指揮監督関係があったと認められること、②請求人の勤務時間については、月・水・金曜日は午前8時30分～午後10時、火・木曜日は午後5時～午後10時と決められており、事業場は「業務報告書」を提出させており、勤務時間を把握管理していることが認められ、請求人の業務には時間的拘束性があること、③請求人の業務については、契約書で再委託が禁止されており、業務の代替性は認められていないこと、④業務委託料は、業務内容明細書によると、就労時間に応じた時給制となっており、事業場の通常の時給単価は会社に雇用されて

いた時と同じ850円であり、一定時間を超えた場合や祝祭日に就労した場合には、当該就労時間に応じて通常の報酬に加えて割増しの報酬を支払うこととされており、請求人の報酬には労務対償性が認められることなどの事実から、事業場と請求人の間には、「使用従属性」が認められると判断することが相当である。

その他、「労働者性」の判断を補強する要素についても検討したが、請求人が労働者であるとの判断を否定する論拠は少なく、上記のとおり、事業場と請求人の間に「使用従属性」が認められることから、当審査会としては、請求人は、労働基準法第9条に規定する「労働者」に該当すると判断する。

- (2) 請求人が救急搬送されたE病院のF医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、傷病名について、CT画像により本件疾病と診断したとしており、当審査会としても、救急隊到着時の観察結果において、意識レベルがJCS3（自分の氏名生年月日が言えない）、顔面麻痺及び右片麻痺とされているなどの請求人の症状及びCT画像で左視床部位に出血が確認されていることから、同医師の診断は妥当であると判断する。
- (3) ところで、脳血管疾患等に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会においてもその取扱いを妥当なものと考えるところであり、本件疾病（脳出血）は認定基準の対象疾病であることから、認定基準に基づき、以下において検討する。
- (4) 請求人らの主張の主旨は、平成〇年〇月〇日のGとHのケンカの際、請求人が仲裁に入った可能性が高く、Gが頭部から出血するなどの異常な出来事に遭遇したことにより請求人は本件疾病を発症したものであるという点にある。
- (5) 認定基準によると、身体的負荷や作業環境の変化を除く、異常な出来事の具体的内容については、「極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態」としており、異常な出来事と認められるか否かに関しては、「通常の業務遂行過程においては遭遇することがまれな事故又は災害等で、その程度が甚大であったか」等について検討し、当該出来事による精神的負荷が著しいと認められるか否かという観点から、客観的かつ総合的に判断することとされている。

そこで、請求人らが異常な出来事であると主張するGとHのケンカについて検討すると、まず、請求人が両人のケンカの仲裁を行ったか否かについては、仲裁を行ったことを裏付ける資料がなく不明であるといわざるを得ない。この点、仮に請求人が両人の間に入って仲裁を行っていたとしても、請求人によると、「D」の入居者が殴り合いのケンカをしたのはこの日が初めてでは無く、数か月前にもあったこと、また、入居者のトラブルもよくあった旨述べていること、さらに、「Dでの出来事（入居者トラブル）のまとめ（業務日誌より）」によると、平成〇年〇月〇日にGが酔っ払ってガタガタ言ったので、請求人が「我々のやっていることが気に入らないなら出ていってくれ」と怒鳴りつけたら、黙って引っ込んだとのことであり、請求人が当該ケンカにより強度の精神的な負荷をもたらされたとは考え難い。当審査会としては、請求人は、数多くの入居者のトラブルを処理してきており、ケンカによりGの頭部から出血があったことには多少の驚きがあった可能性は否定できないものの、予測困難な異常な事態であったとは認められず、これらの出来事により強度の精神的負荷を受けたとまでは認められないものと判断する。

また、請求人らは、長い間の職場環境の悪さも負担となっていた旨主張しているが、請求人自身、「D」の管理業務は負担が大きかったとは述べておらず、同じ管理人であったIは、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、「入居者のトラブルはあったが、日々の仕事は楽で緊張感はそんなになかった。暇な時間のほうが多く、ずっと張りつめたような感じはなかった。管理業務未経験であったが、『D』の管理業務はできていたので、特別な対応能力や肉体的な力も必要なく、普通の人であれば普通にできる仕事であった。」と述べており、入居者のトラブルが時々あったことは認められるものの、「D」での管理業務の経験が長い請求人にとって負担となったとは認められない。

以上のことから、請求人に発症した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

- (6) なお、請求人らは、J消防署の救急隊の記録や担当者等の調査を行うよう求めているが、調査によってケンカの際の請求人の行動が判明するとは考えられず、また、Gの頭部出血の状態については、医学経験則上、頭部の場合、傷が浅いときでも出血量は比較的多く、入所者のKによると、Gのケガはおでこの上部を軽く切っただけであるが、傷の大きさの割には血がかなり出ていた旨述

- べているところであり、これ以上調査する必要性は認められないと判断する。
- (7) さらに、請求人らのその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。
- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。